

## 常総衛生組合告示第3号

### 令和4年度常総衛生組合一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により，令和4年度の計画を次のように定める。

令和4年2月10日

常総衛生組合管理者 小田川 浩

- 1 常総衛生組合（関係市：常総市，守谷市，坂東市，つくばみらい市）におけるし尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は，次のとおりである。

品 名	処 理 量
し 尿	2,701 kℓ
浄化槽汚泥	29,515 kℓ
計	32,216 kℓ

- 2 一般廃棄物の処理主体  
一般廃棄物の収集運搬は，許可業者によるものとし，最終処分は，委託業者による。

### 3 処理計画

#### (1) 収集, 運搬

##### ア 収集区域の範囲

関係市全域とする。ただし、常総市においては旧水海道市区域、坂東市においては旧岩井市区域とする。

##### イ 収集の方法

し尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水，コミュニティ・プラント含む。）を別に定める計画に従い許可業者が収集し，常総衛生組合へ搬入する。

#### (2) 中間処理

##### ア し尿処理施設

施設の名称：常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」

所在地：つくばみらい市小絹1450

方式：標準脱窒素処理方式＋高度処理

能力：100kℓ/日＋50kℓ/日 150kℓ/日

イ し尿処理施設は常総衛生組合「クリーンセンターきぬ」に限る。

#### (3) 常総衛生組合より排出される廃棄物の最終処分計画

し渣及び脱水汚泥・・・焼却後埋立処分（北茨城市） 80t/年

沈砂・・・埋立処分（北茨城市） 12.5t/年

〔4年に1回50t排出〕

#### 4 関係市別投入量

単位：kℓ

市名	し尿	浄化槽			合計
		単独	合併	計	
常総市	537	2,656	10,960	13,616	14,153
守谷市	149	62	87	149	298
坂東市	1,159	4,070	6,403	10,473	11,632
つくばみらい市	856	1,023	4,254	5,277	6,133
計	2,701	7,811	21,704	29,515	32,216

※1 常総市においては旧水海道市区域，坂東市においては旧岩井市区域とする。

※2 合併浄化槽汚泥には，農業集落排水（守谷市を除く）及びコミュニティ・プラントの汚泥を含む。

#### 5 関係市別処理人口

単位：人

市名	し尿	浄化槽			合計
		単独	合併	計	
常総市	1,017	10,936	16,570	27,506	28,523
守谷市	318	40	58	98	416
坂東市	1,614	13,456	11,367	24,823	26,437
つくばみらい市	1,585	4,820	10,374	15,194	16,779
計	4,534	29,252	38,369	67,621	72,155

※合併浄化槽人口には，農業集落排水（守谷市を除く）及びコミュニティ・プラント人口を含む。